

ISMSのISO / IEC27001への移行について

2005年10月15日付で情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格ISO / IEC27001が発行されました。ISO / IEC27001の目的は、情報資産を喪失、流出、外部からの不正アクセスなどの脅威から守り、情報の機密性(confidentiality)、安全性(integrity)、可用性(availability)を継続的に確保・維持するシステムを確立することにあります。

これまで、わが国の情報セキュリティマネジメントシステムについての認証審査は、ISMS認証規格(Ver.2.0)が適用されていましたが、今回の国際規格化に伴い、ISMSは順次ISO / IEC27001へ移行されることになります。

これを受け、JQAでは2005年12月1日よりISO / IEC27001の審査申込受付、登録審査および移行審査を開始しました。



審査センター
ISMS審査部部长
諏訪隆三



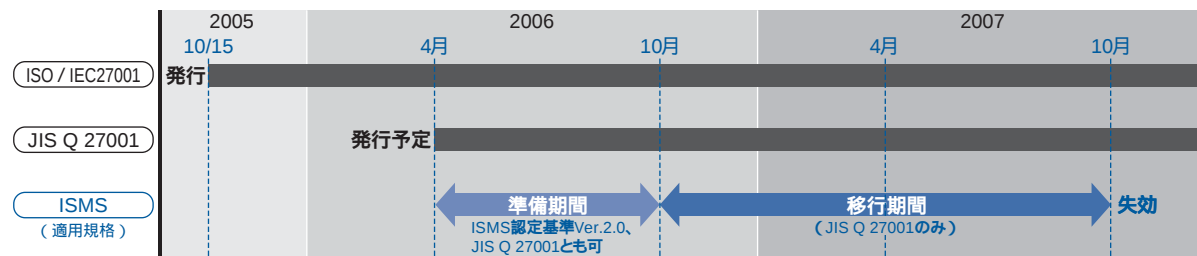
推進センター
事業推進課 主幹
中村暢夫

●登録・移行スケジュール

ISMS認証基準(Ver.2.0)に基づくISMS認証の正式な移行計画は、ISO / IEC27001に対する国内規格JIS Q 27001の発行を待つことになります。12月7日現在、認証基準となるJIS Q 27001の発行時期は現在明らかになっていませんが、6ヵ月間の準備期間とそれに続く1年間の移行期間が設定されています。下図は、JIS Q 27001の発行が仮に2006年4月となる場合を示しました。準備期間中は、旧規格(ISMS認証規格Ver.2.0)、

新規格(JIS Q 27001)とも適用可能で新規の認証も可能ですが、移行期間に入ると新規格のみの適用となりますのでご注意ください。また、移行のための差分審査は6ヵ月の準備期間及び1年間の移行期間の18ヵ月間に定期審査または更新審査に合わせて受審していただき、移行を完了していただく必要があります。

なお、BS7799認証の移行計画については、認定機関であるUKASにて調整中です(12月7日現在)。



JIS Q 27001制定までのISO / IEC27001による審査については、期間限定の特例措置があります。詳細については、下記の推進センターまでお問い合わせください。

●登録・移行審査の内容

受審していただく際は、ISO / IEC27001に基づいてシステム(マニュアル、規定、手順書の必要な部分)が構築されていること、内部監査およびマネジメントレビューが実施されていることが必要です。ISMSからISO / IEC27001への移行は、次回定期審査時に差分審査と合わせて実施しますのでご準備願います。

JQAがすでに発行、または準備期間中に発行するISMSおよびBS7799の登録証には、移行期間日より先の日付で登録有効期限が記載されている場合が

ありますが、移行期間終了日を超えた時点でその登録証は無効になります。従って、移行期間終了日までにISO / IEC27001への移行を完了していただく必要がありますのでご注意ください。

JQAでは、今回のISO / IEC27001への移行に関する説明会を、2006年2月に開催予定です。また、ISO / IEC27001に関する情報は、本誌およびJQAホームページなどでも随時お知らせしますのでご活用ください。

■お問い合わせ先

推進センター(東京) TEL: 03-6212-9555 FAX: 03-6212-9556

ISO9000シリーズの改訂状況について

2005年10月パナマで開催されたISO / TC176総会において、ISO9001の追補、並びにISO9004改訂に関する起草作業が開始されました。

ISO9001の追補については、ISO9001:2000の明瞭性を高め、ISO14001:2004との両立性を高める意図からの追補であり、大幅な変更はありません。ISO9004については、大幅な改訂が見込まれていますが、今のところ詳細は不明です。今後のスケジュールは、2007年6月にDIS(国際規格案)投票開

始、続いて2008年6月にFDIS(最終国際規格案)投票開始。IS(国際規格)発行は同11月の見通しです。ISO9001追補作成およびISO9004改訂に関する設計仕様書の参考訳は、(財)日本規格協会のHP(<http://www.jsa.or.jp/iso/iso9000.asp>)で公開中です。

また、ISO9000:2005が、9月15日に発行されました。今回の改訂は、ISO19011:2002などとの整合性を図るためのものです。今後、JIS化が予定されています。

12月14日 RvAよりISO22000の認定を取得

このたびJQAはオランダの認定機関であるRvAより、食品安全マネジメントシステムの国際規格ISO22000の認定を受けました。JQAでは2005年6月より、パイロット審査の位置付けで審査サービスを開始しており、すでに6社に対しISO22000適合証明書を発行しております。今後は、RvAの認定に基づき、審査を行い、登録証を発行してまいります。

ISO22000は、食品衛生管理で世界的に認められているCodex委員会のHACCPに、ISO9001の要求事項の一部を取り入れ、マネジメントシステム化したもので、食品製造業者だけでなく、フードチェーン全体を対象にしている点が特徴です。

JQAが審査をさせていただく業種は、認定範囲の関係で、当面右表のとおりとさせていただきます。その他の業種については、準備ができ次第、順次拡大してまいります。

1. 食品加工産業

アルコール飲料、ソフトドリンク、フルーツジュース
パン製品、菓子、スナック、ポテト製品、ナッツおよびチョコレート(加工済)
卵および卵製品
穀物および小麦粉ベースの製品、澱粉ベースの製品、砂糖製品
青果物、薬草および香辛料、ナッツ(未加工)
ケータリング、食堂、レストラン、セントラルキッチン
調理済食品、冷蔵サラダ
ビタミンおよび人工フレーバーを含む食品添加物
マーガリン、油脂およびソース、ココア(未加工)
肉、肉製品および料理用材料
魚介類
アイスクリームとデザートを含む乳製品

2. 上記を支援する産業

輸送
保管
販売又は小売り

BS15000(ISO / IEC20000)への対応について

企業活動を推進する上で、ITサービスの質が大きく問われる時代になりました。BS15000は、ITサービスの品質向上を目的としたITサービスマネジメントのベストプラクティスであるITIL(IT Infrastructure Library)に基づき、社内、社外にITサービスを提供するすべての組織に適用されるマネジメントシステム規格です。

BS15000の特徴は、顧客および利害関係者の満足はもとより、ビジネスパフォーマンスの向上も目的としているところです。また、品質マネジメントシステム(ISO9001:2000)に共通する概念を採用しているほか、情報セキュリティマネジメントシステム規格であるISMSやBS7799を引用した形式となっています。

主にITサービス提供者がBS15000認証を取得することによって、顧客や利用者のニーズに合致したITサービスの提供と享受、ITサービス品質の継続的な改善、長期的なコスト削減、対外的な信用度の増大とアピール効果——などが期待できます。

BS15000はISO / IEC20000(*1)としてISO化されることが決定し、今後は日本を含む世界各国で導入の動きが広がるものと見込まれます。JQAはitSMF(*2)の認定を受け、BS15000の審査登録機関として審査サービスを提供すべく審査員の育成と周辺情報の収集に努めています。

(*1) ISO / IEC20000は2005年12月に発行されました。JQAは今後整備されるものと思われるISO / IEC20000の認定制度への対応準備も進めます。

(*2) ITILの推進及びBS15000の認証に関わる認定を行っている非営利組織。

CSRの国際規格化(ISO26000)の動向について

近年、日本においても企業の社会的責任(CSR)が問われるようになりました。ただ、CSRの定義は、国や団体、機関によってバラツキがあるのが実情です。そこで、社会的に責任ある企業として、どのような対応を図るべきかを明確にするために、CSRの国際規格化に向けた議論が活発になってきています。これまでの動向を紹介します。

2008年10月に発行が見込まれているISO26000 (ISO Guidance Standard on Social Responsibility) は、適合性評価に用いる第三者認証用の規格ではなく、指針文書(ガイドライン)である点が最大の特徴です。また、呼称については、この規格が企業だけでなく、政府組織、非政府組織(NGO)、消費者団体、労働団体など、あらゆるタイプの組織への適用を想定していることから、ISOで議論が行われた結果、CSRの「C」を外してSRに統一することで合意されています。

規格作成プロセスにおいては、開発途上国の参加を促進し、NGO、消費者、その他団体からの専門家が参加しやすい仕組みを策定するとともに、開発国と開発途上国のTwining形式^①で作業を実施。前述のように、本規格が第三者認証用の規格ではなく、ガイドラインであることから、どのようにして実効性を担保するかが、今後の規格化にあたっての焦点となりそうです。

今後のスケジュールは、2006年1月より国際規格条文の開発に着手する予定で、順調に行けば2007年10月にDIS(国際規格案)、2008年10月にISO26000が発行される見込みです。

^①Twining形式:規格作成作業に、経験・資金力の少ない開発途上国、利害関係者を参加させるための仕組み。方法として、規格作成グループの幹事、事務局を開発国と途上国とのペアで行うことと、途上国の積極的な規格作成作業への参加を促進するために、開発国から途上国に対し資金援助を行う。

CSR国際規格化に向けたこれまでの動き

	ISOの動き	国内の動き
2001年	・ISO理事会にて、CSR国際規格化をCOPOLCO(消費者政策委員会)が調査を行うことを決議	麗澤大学 高嶺教授が参加
2002年	・COPOLCO総会でWGの報告書承認(国際規格策定は可能) ・ISO理事会にて、地域代表・国際機関・NGO等からなるSAG(高等諮問委員会)をTMB(技術管理評議会)の下に設置	
2003年 2月	・ISO / TMB / SAGにおいて、名称をCSRからSRに変更	
2004年 4月	・第5回SAG開催(最終会合)。報告書および勧告をTMBに提出	2002年12月～04年8月に、CSR標準委員会を計9回開催
2004年 6月	・ISO / SR国際会議(スウェーデン) 各ステークホルダー(産業界、労働界、消費者、NGO、政府)が、ISOにおけるSRの規格化を支持 ・第30回TMB会議(スウェーデン) SR WGの発足議決 ISOのSR規格(第三者認証を目的としないガイダンス文書)策定を議決 CSR規格化の論点が、その是非から内容へ移る	
2004年 9月	・第31回TMB会議(スイス) 新業務項目提案(NWIP)の承認と投票のための回付	CSR標準委員会がISO / SR国内対応委員会に改組。 ・第1回会合(04/10/1)
2004年10月	・新業務項目提案(NWIP)の承認と投票開始(～05年1月)	
2005年 3月	・ISO / SR WG第1回総会(ブラジル) 議長:ブラジル 幹事国:スウェーデン 規格開発が本格的にスタート。総会期間中にアジア域内の情報共有と連携強化を目的として、日本・中国・韓国・フィリピン・シンガポール・マレーシア・タイからの出席者による「ISO / SRアジアネットワーク」会議が開催される	・第8回会合(05/9/22)
2005年 9月	・ISO / SR WG第2回総会(タイ) 国際規格の骨格となる設計仕様書(Design Specification)を採択、規格作成タスクグループの新設など規格作成作業を開始	
2007年10月～	DIS(国際規格案)投票予定	
2008年 7月～	FDIS(国際規格最終案)投票予定	
2008年10月	ISO26000発行予定	

日本工業標準調査会および日本規格協会の公表資料をもとにJQAにて作成